

国民健康保険税が改正されます

4月1日から地方税法等が改正されました

非自発的失業者の保険税が軽減されます

雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇など)による離職)または雇用保険の特定理由離職者(例:雇止めなど)による離職)であって受給資格がある方

軽減額前年の給与所得をその3割とみなして課税

軽減期間(離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間)

※雇用保険の失業給付を受け

る期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き軽減の対象となりますが、国民健康保険を脱退すると対象外となります。

「制度が始まる前の失業の場合」

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り保険税が軽減されます。

「手続きに必要なもの」

①国民健康保険証②雇用保険

会社等の健康保険の扶養だった方で、本人が後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険に加入された、65歳以上の方についての減免の期間を「2年間」から「当分の間」に改めます。現

在加入中の方は、手続きは必要ありません。

課税限度額が改正されます

地方税制の改正により、平成22年度からの課税限度額が変更となります。

③印鑑

会社等の健康保険の被扶養者だった方の国民健康保険税減免について、期間が延長になります

高額の療養費の所得区分の判定が変更される場合があります!

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

後期高齢者医療保険料が改定されます

平成20年4月に始まった後期高齢者医療制度の保険料は2年ごとに見直すことになっており、東京都後期高齢者医療広域連合により平成22・23年度の保険料率が改定されました(図1)。

医療費の増大

○1人当たりの医療費3・1%増加が見込まれています。
○算定期間が23か月から24か月に伸びるため医療費が増加します。

保険料の抑制対策

○特別対策として本来保険料で賄うべき項目について区市町村が負担します(町田市は

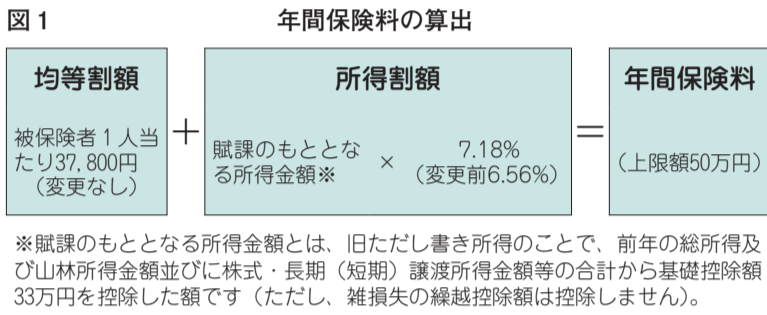
改定されます

今年度約2億9000万円の負担を予定しています。
○国・都・広域連合で設置している基金を活用することなどにより保険料の増加を抑制しています。

なお、保険料の納入通知書は7月中旬に送付します。
保険料の算出

東京都の保険料は、均等割額と所得割額の合計額で、年間の限度額が50万円に設定されています(図1)。

所得に依りて保険料の軽減があります。軽減には確定申告など所得の申告が必要となります。
均等割額の軽減



所得の低い方は、世帯の世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます(表1)。

表1 均等割額の軽減割合

所得金額の合計が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
1 基礎控除額(33万円)	8.5割
2 8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
3 基礎控除額(33万円) + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数)	5割
4 基礎控除額(33万円) + (35万円 × 被保険者数)	2割

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた金額で判断します。

11万円(賦課のもととなる所得金額58万円)までの所得段階の方を対象に保険料の所得割額が軽減されます(表2)。

表2 所得割額の軽減割合

賦課のもととなる所得金額(旧ただし書き所得)(年金収入のみの場合)	軽減割合
1 15万円(年金収入168万円)まで	全額
2 20万円(年金収入173万円)まで	75%
3 58万円(年金収入211万円)まで	50%

被扶養者だった方の特例
後期高齢者医療制度の加入直前まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減された額のみとなります。

課税限度額一覧表

区分	課税限度額(年額)	
	新	旧
医療分	50万円	47万円
後期高齢者支援分	13万円	12万円
介護分(40~64歳の方のみ)	10万円	9万円

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

問 保険年金課保険加入係 724・2124

平成22年度 予算について

2月に市長選挙が行われたため、平成22年度予算は、経常的な市民サービスのための経費や、従来から整備を進めている事業を中心に編成し、3月議会で可決されました。市長の2期目の政策を反映した予算については、6月補正予算として編成し、議会に提出します。

問 財政課 724・2149

主な事業と予算額

1. 国の制度改正にともなうもの

○子ども手当の新設 73億1,848万円

2. 社会情勢の変化に対応するもの

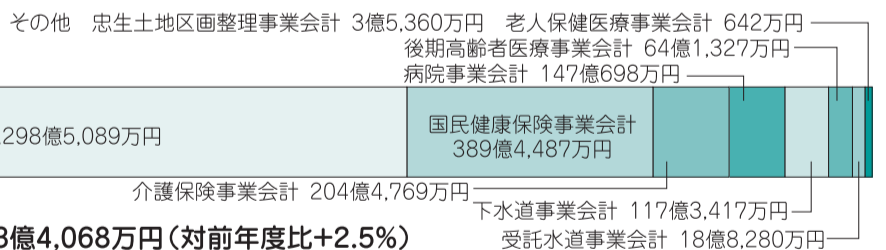
○ヒブワクチン予防接種費用への助成 1,366万円
○小山中学校の新設 12億9,440万円
○小中学校の耐震補強 6億8,703万円

3. 前年度から継続して行っているもの

○新庁舎の建設 55億3,226万円
○忠生市民センター・成瀬センター・玉川学園文化センターの建替検討 1,060万円
○小山田小学校校庭の芝生化 9,650万円
○高齢者福祉施設整備への補助 12億2,622万円
○大蔵保育園の改築 3億4,513万円
○野津田陸上競技場の改修 6億9,158万円
○小野路公園野球場の改修 6億1,298万円

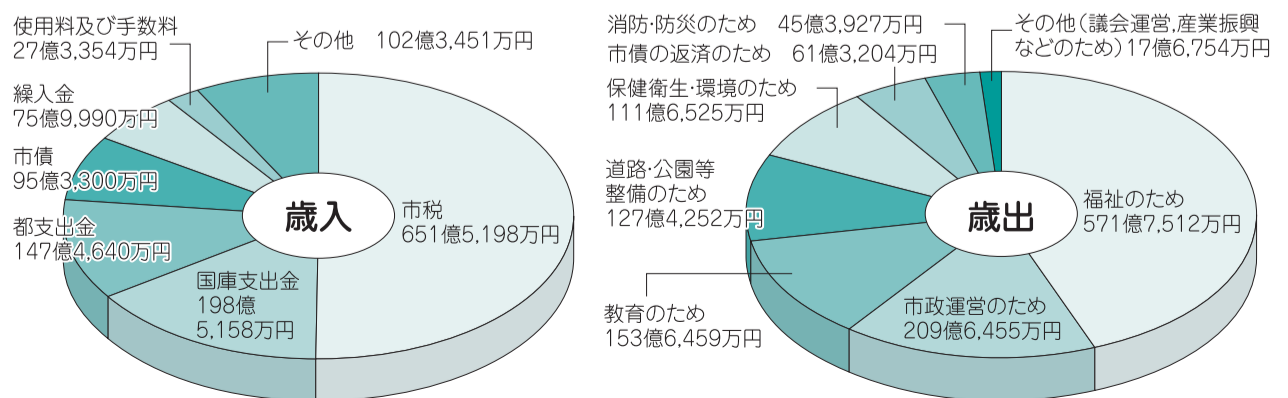
予算の全体像

市の行政サービスの大部分は一般会計という大きなお財布で経理しています。そのほか、医療や介護保険、市民病院や下水道といった特定の目的を持つ事業の収支を切り分けて経理するお財布(特別会計)が8つあります。



一般会計の歳入歳出予算

市税収入が減少する中で必要な行政サービスを提供するため、国や東京都からの補助金等を確保するとともに、積立金(基金)や市債を活用して予算を編成しました。歳出では、子ども手当の新設や保育所入所児童の増加、生活保護費や自立支援給付費などの増加により、福祉のための予算が増えています。



※四捨五入による端数処理を行っているため、合計と合致しない場合があります。